

第23期佐世保市農業委員会第28回総会議事録

1 開催日時 令和元年9月27日(火) 13時30分から15時10分

2 開催場所 全員協議会室

3 出席農業委員(17名)

| | | | |
|--------|-----------|--------|------------|
| 委員 1番 | 有馬 秀志 | 委員 11番 | 近藤 誠 |
| 委員 2番 | 川上 宗康 | 委員 12番 | 富川 利光 |
| 委員 3番 | 阿波 茂敏 | 委員 13番 | 水口 一男 |
| 委員 4番 | 長谷川 清美 | 委員 14番 | 田中 広昭 |
| 委員 5番 | 八並 秀敏(会長) | 委員 15番 | 西尾 政喜 |
| 委員 7番 | 川口 勇二 | 委員 17番 | 松永 信義(副会長) |
| 委員 8番 | 小川 徳衛 | 委員 18番 | 内野 正実 |
| 委員 9番 | 井手 源一郎 | 委員 19番 | 大宅 和子 |
| 委員 10番 | 辻 茂樹 | | |

4 欠席農業委員

6番 浦 清一
16番 赤木 行秀

5 出席推進委員(18名)

| | | | |
|-------|-------|----------|--------|
| 針尾地区 | 原 和文 | 皆瀬地区 | 山口 良行 |
| 江上地区 | 北村 憲治 | 中里地区 | 永田 富士夫 |
| 宮地区 | 坂口 要 | 相浦、九十九地区 | 伊賀崎 典正 |
| 三川内地区 | 中里 政義 | 吉井地区 | 近藤 博 |
| 早岐地区 | 久野 利幸 | 世知原地区 | 岩佐 孝 |
| 日宇地区 | 磯本 安男 | 小佐々地区 | 松田 眞 |
| 佐世保地区 | 松永 豊吉 | 宇久地区 | 菅 徳雄 |
| 柚木地区 | 宮崎 敦 | 江迎地区 | 小川 憲人 |
| 大野地区 | 牟田 昇 | 鹿町地区 | 山口 英男 |

6 欠席推進委員 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義
事務局次長 溝上 順

事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第282号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第283号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第284号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第285号議案 非農地証明願について
第286号議案 非農地通知について（継続審議分）
第287号議案 非農地通知について
第288号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第289号議案 農用地利用集積計画の取消について
第290号議案 農用地利用集積計画（案）について
第291号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第292号議案 農用地利用配分計画（案）について

報告1 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告2 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告3 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告4 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第28回総会を開会いたします。
一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。今日は浦市議の葬儀があつておりますが、農業委員会も大変お世話になってきたところです。9月議会の一般質問においても、杖をつきながら、また水を何回も飲みながらも立派に発言をなされており、私も目頭が熱くなった思いでした。改めてご冥福をお祈りしたいと思います。

また、先月の総会時には北部九州の豪雨が発生し、県北地域にも相当な被害が生じる等、異常気象が多発しております。やはり、地球温暖化の問題は避けられないと思います。私たちも、農地を守る等の活動を通じて、この問題に貢献していくことができると思いますので、誇りと自信をもって任務を全うしていただきたいと思います。

以上で、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副会長 ありがとうございます。それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告します。本日は、6番浦委員、16番赤木委員から欠席の届けが出ておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告します。以上です。

副会長 それでは、③議事録署名人については、3番 阿波委員、4番 長谷川委員、補充として7番 川口委員にお願いします。それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 第282号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第282号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、吉井地区。こちらは、前回総会にて違反転用事案として報告させていただいた案件で、県へ報告の結果、追認許可相当との判断があったことから申請を受け付けたものです。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町踊瀬の1筆。地目は、登記畑、現況宅地です。面積は74㎡。転用目的は農家住宅で、施設は住宅1棟、木造2階建、延床面積は232.29㎡、倉庫1棟、木造平屋建、延床面積120.79㎡、併用地ありで、計画全体面積は1,429.34㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、踊瀬バス停から東に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。平成2年に宅地と一体的に庭として整備してから現在まで土砂流出等の被害は生じておらず、今後もそのままの状態を利用するため、被害発生のおそれはない。日照通風、平成2年に宅地と一体的に庭として整備してから、現在まで被害は生じておらず、今後もそのままの状態を利用するため、被害発生のおそれはない。排水計画は、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。資金証明書に係る理由書添付。顛末書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

2番、江迎地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町奥川内の2筆。地目は、登記田、現況は休耕、面積は2筆合計745㎡。転用目的は牛舎と堆肥舎建設で、施設は牛舎1棟、延床面積106.65㎡、堆肥舎1棟、延床面積54㎡、運動場450㎡。併用地ありで、計画全体面積は1,271.88㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内農用地で用途は農業用施設用地です。参考事項としまして、こちらは白岳公園管理センターから南に約400mの位置にあります。被害防除計画

の内容としては、造成計画、切土最高0.1m。法面保護する。日照通風、建物高を加減3.2m。排水計画、雨水は自然流下。汚水は熟発酵による堆肥化。生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。預金通帳の写し添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上2件です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、吉井地区。

1 3 番 13番の水口です。20年以上前から違反転用状態だったのですが、県において追認許可申請が可能であると判断されたものです。9月24日に近藤委員と現地調査を行いました。この土地はすでに庭となっており、近隣に被害が生じるようなところではなく、問題ないものと判断しました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区推進委員の近藤です。水口委員がおっしゃったとおり問題ありません。

議 長 次に、2番、江迎地区。

1 7 番 17番、松永です。9月22日に小川推進委員と現地を見てまいりました。牛舎と堆肥舎を増築するというので、問題はありません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区推進委員の小川です。松永副会長がおっしゃったとおり、規模拡大のための転用ですので、よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第282号議案につきましては、許可相当として県に進達いたします。

次に、第283号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、第283号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

まず、4番と5番の相浦、九十九地区の案件について取下げの願いが出ております。よってその2件を除いた案件についてご審議いただきたいと思っております。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、南風崎町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は383㎡です。転用目的は一般住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積129.66㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でJR南風崎駅から300m以内の位置で第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から東に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m。土留め工事をする。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減5.7m程。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は連たん区域で、記載しておりませんが都市計画法許可申請受付書も添付が済んでおります。

2番、大野地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、知見寺町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕地です。面積は2筆合計457㎡。転用目的は宅地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積91.91㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、下田バス停から西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.48m、切土最高0.43m、南西側の畑が崩落しないよう切土をし、土留め工事ののちコンクリート舗装を行う。北東側の盛土については、既存の石垣の上に土留め工事を行う。日照通風、建物高を加減5.95m程度。排水計画、雨水は溜枧。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は連たん区域です。

3番、相浦・九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小野町の1筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は1,298㎡。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、駐車場19台です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、小野町公民館から北に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。周辺農地の方が上段に位置するため、土砂流出等の被害は生じない。日照通風、耕作物は設けないことから、被害が生じる恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書、土地利用計画平面図添付。預金通帳の写し添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計

画法関係は許可不要です。

6番、相浦・九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、椎木町の2筆。地目は、登記田、現況田です。面積は2筆合計401㎡。転用目的は共同住宅。権利は、使用貸借権設定です。施設は、共同住宅1棟鉄骨造2階建、延床面積193.2㎡。併用地ありで、計画全体面積は424.05㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、椎木峠バス停から東に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.45m、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設ける。日照通風、建物高を加減7.29m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は下水道。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが添付が済んでおります。都市計画法関係は連たん区域です。

7番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町直谷の1筆。地目は、登記田、現況田です。面積は264㎡。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造2階建、延床面積99.36㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、市営直谷住宅の隣接地になります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、土留め工事をす。日照通風、建物高を加減7.9m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

8番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町長田代の9筆。地目は、登記畑、現況畑並びに休耕です。面積は9筆合計10,486㎡。転用目的は太陽光発電。権利は、地上権設定です。施設は、太陽光パネル3,492枚、パワーコンディショナー1台で設置面積7,197㎡。併用地ありで、計画全体面積は15,732㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、江里峠バス停近くの位置になります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。事業区域境界にフェンスを設置し、関係者以外の立入を制限する。事業区域全体に種子吹付をすることにより、施工前より雨水の流出、土砂の流れ出しの可能性が軽減される。日照通風、パネル高を加減1.8m程度。周囲のフェンスはメッシュタイプのため、通風に影響はない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

9番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町中通の1筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は561㎡。転用目的は太陽光発電施設用地。権利は、地上権設定です。施設は、太陽光パネル288枚、パワーコン

ディショナー5台で設置面積478.54㎡。併用地ありで、計画全体面積は674です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、世知原中学校から東に約500mの位置になります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。クローバー等を植え、土砂流出等の被害防止対策を行う。日照通風、通風に影響が出ないように、網目状のフェンスを使用する。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図、立面図添付。残高証明書添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

10番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町長坂の1筆。地目は、登記田、現況不耕作地です。面積は1,017㎡。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場240.9㎡、通路316.3㎡、資材メンテナンス作業場110.12㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で市役所江迎支所からおおむね300m以内の位置で第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは市役所江迎支所から北西に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高1.8m。法面保護する。ホコリ、粉じん対策として敷地内に砕石を敷き均す。日照通風、建築物がないため、日照、通風への影響はなく、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書、土地利用計画平面図添付。資材置場等の事業計画書添付。預金通帳の写し添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上8件ですが、3番と6番の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておりますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いたします。

議 長 3番、6番の案件については、大宅委員が代理申請されておりますので、先に審議したいと思います。大宅委員は一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。3番、6番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番、富川です。9月24日に伊賀崎委員と一緒に見てまいりました。3番について、譲渡人は81歳で耕作できず、後継者もいません。荒地となっているようなところで、問題ありません。

6番についてですが、借受人と貸渡人は親子関係です。この隣接地にも今年のはじめ頃に家が建てられましたが、問題は生じていないこともあり、この案件についても問題ないと思います。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 相浦・九十九地区推進委員の伊賀崎です。3番について、ここは道路脇の農地で譲受人の駐車場とするには適した場所だと思いましたが。休耕地でもありますし、問題ありません。

6番についても、富川委員の説明どおり、問題ありません。

議長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、3番、6番の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。

大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議長 それでは3番、6番を除く案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、宮地区。

3番 3番、阿波です。9月23日に坂口委員と譲受人とで現地確認を行いました。ここは農振除外がなされた農地で、一般住宅にするということで申請されています。計画どおり施工していただければ問題ないと考えます。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区推進委員の坂口です。阿波委員が説明されたとおりで問題ありません。

議長 次に、2番、大野地区。

9番 9番、井手です。9月23日及び24日に、牟田委員と設計業者とで現地調査を行いました。土地の高低差の関係で、排水ができないのではないかと疑問に思いましたが、業者から土地を切り下げて排水すると説明がありましたので、問題ありません。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

牟田委員 大野地区推進委員の牟田です。井手委員の説明のとおりで、排水についても説明を受けましたので問題ありません。

議 長 次に、7番、吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。9月24日に近藤委員と現地を確認してきました。佐世保市の公営住宅に隣接したところで、排水関係、日照関係等について、周辺の農地及び宅地に影響はありません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区推進委員の近藤です。ただいま水口委員から説明があったとおりです。

議 長 次に、8番、9番、世知原地区。

1 4 番 14番、田中です。9月25日に岩佐委員と現地を確認してきました。8番ですが、山林に囲まれた茶畑で、周辺に農地、民家はありません。問題はないものと思います。9番は、雨水もすぐ近くの川に流されますので、問題ないと判断しました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

岩佐委員 世知原地区推進委員の岩佐です。いま田中委員がおっしゃったとおり問題ありません。

議 長 次に、10番、江迎地区。

1 7 番 17番、松永です。9月22日に小川委員と現地を見てきました。申請地は、山林に囲まれたところにぽつんとあった農地でして、今は荒れています。転用されてもやむを得ないもの見てきました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区推進委員の小川です。譲受人の資材置き場が自宅から4kmほど離れたところにあるのですが、近場にも資材置き場を設けたいとのことで申請されています。近くには農地はありませんので、周辺への影響はありません。よろしく願います。

議 長 以上の6件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第283号議案の取下げがあった案件を除く8件につきましては、許可相当として県に進達いたします。

次に、第284号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第284号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

1番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、世知原町上野原の6筆。地目は、登記田、現況田並びに休耕。面積は6筆合計7,360㎡。転用目的は事務所・宿舍・駐車場・資材置場他で板山トンネル工事に伴う一時転用になります。権利は、申し訳ございません、使用貸借権としておりますが賃借権設定です。期間は2年11ヶ月です。施設は、事務所1棟軽量鉄骨造2階建、延床面積468.92㎡、労務宿舍1棟軽量鉄骨造2階建、延床面積499.73㎡、現場詰所軽量鉄骨造1階建、延床面積188.50㎡、駐車場58台、資材置場836㎡です。併用地ありで、敷地全体面積は7,580㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地。参考事項としまして、こちらは上野原バス停近くの位置になります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高0.5m。表土を剥ぎ取った分及び畦畔の高さ程度しか盛土しないため土砂流出の恐れはない。日照通風、緩衝地を設ける幅5m程度。隣接農地へ影響が無いよう建物を配置する。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。駐車場利用計画書、資材置場等の事業計画書添付。農地復元計画書添付。預貯金残高証明書添付。特定建設工事共同企業体協定書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保市長の意見書添付。こちらは、農用地における一時転用について、佐世保市長に対し意見照会をしたものの回答になります。意見の内容としましては、「復元計画に基づき、農地へ復元するのであれば、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないと判断する」となっています。農地復元計画書の内容としましては、表土を仮置き場より運搬し、農地として整備を行う。

以上、1件です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、世知原地区。

14番 14番、田中です。9月25日に岩佐委員と現地を確認してまいりました。板山ト

ンネルの入り口付近の農地を事務用地等として貸すとのことです。最終的には農地に復元して返されます。周辺には影響ありませんので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

岩佐委員 世知原地区推進委員の岩佐です。田中委員の説明のとおり、何も問題はないものを見てまいりました。以上です。

議 長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 1 5 番、西尾です。駐車場は、舗装するのか砕石敷にするのか、どういった計画ですか。それによって雨水に影響が出るとは思いますが。

事 務 局 最終的な仕上げは砕石敷、一部車の乗り入れ部分は舗装を行う予定です。また工事も農閑期中にすべて完了してしまうとのことで、周辺農地への影響もないものと考えられます。

議 長 ほかに質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第 2 8 4 号議案の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。

次に、2 8 5 号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第 2 8 5 号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1 番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、有福町の 1 筆。地目は、登記雑種地ですが、課税地目が一部畑、現況駐車場。面積は、5 7 1 m²です。願出の理由としては、平成 1 1 年 1 0 月頃より、月極駐車場として利用。以後肥培管理は行っており、現在も月極駐車場として利用。参考事項としまして、こちらは、中有福公民館東側の位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-2 に該当します。

2 番、日宇地区。願出人は、記載のとおりです。土地の所在は、大和町の 1 筆。地目は登記田、現況駐車場。面積は、1 4 0 m²。です。願出の理由としては、平成元年 6 月 1 0 日、転用目的宅地として、農地法第 5 条届出済み。土地の一部は平成 8 年 1

月26日佐世保市道敷として買収され、建物は取り壊した。平成8年3月頃より残った土地を駐車場として利用。現在も駐車場として利用。参考事項としまして、こちらは、自動車検査登録事務所前バス停より北西へ約200mの位置にあり、市街化区域で事由の②-3-4に該当します。

3番、4番は佐世保地区で、願出人は、記載のとおり同じです。土地の所在は、白木町の合計2筆。両方とも地目は登記畑、現況宅地。面積は216㎡と266㎡です。願出の理由としては、3番は、昭和27年9月20日家屋建築。家屋が建っていない部分も庭として一体利用している。現在も家が建っており、宅地として利用。4番の願出の理由は、昭和42年6月5日転用目的宅地として、農地法第4条許可済み。昭和43年11月5日家を建築。現在も宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、白木町バス停から南東へ約300mの位置にあり、農振外で事由は、3番が②-1、4番が②-3-3に該当します。

5番、柚木地区。願出人は、記載のとおりです。土地の所在は小舟町の1筆。地目は、登記田、現況宅地。面積は、272㎡です。願出の理由としては、昭和55年5月2日、分筆前の地番で転用目的駐車場として、農地法第4条届出済み。目的どおり駐車場として利用開始後、平成14年に車庫・作業場を建築し、以後は宅地の一部として利用。現在も宅地として利用。参考事項としまして、こちらは、佐世保ろう学校から北東へ約250mの位置にあり、市街化区域で事由②-3-4に該当します。

6番、7番は大野地区で、願出人は、記載のとおり同じです。土地の所在は、松瀬町の合計2筆。両方とも地目は田、現況は宅地。面積は、121㎡と416㎡です。願出の理由として、6番は昭和44年7月17日、転用目的倉庫（賃貸借）として農地法第5条許可済み。昭和56年7月30日建て替えられ、現在は事務所として利用。7番の願出の理由は、昭和45年10月24日転用目的住家・倉庫（賃貸借）として、農地法第5条許可済み。平成8年3月28日建て替えられ、現在は住居として利用。平成17年1月4日新たに住家1棟建築。現在も住居として利用。参考事項としまして、こちらは、大野公民館前バス停から北東へ約230mの位置にあり、市街化区域で、事由は6番が②-3-4、7番が②-3-3に該当します。

8番、中里地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、中里町の1筆。地目は、登記畑、現況宅地、庭。面積は218㎡です。願出の理由としては、昭和39年6月29日、転用目的宅地として、農地法第5条許可済み。昭和39年から40年に家を建築。現在も宅地及び庭として利用。参考事項としまして、こちらは、中里小学校から西へ約250mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

9番相浦・九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、日野町の1筆。地目は登記田、現況駐車場。面積は、296㎡です。願出の理由としては、昭和56年11月14日転用目的駐車場として、農地法第5条届出済み。昭和58年8月11日目的どおり駐車場として完成。現在も駐車場として利用。参考事項としまして、こちらは、牽牛崎入口バス停から北西へ約120mの位置にあり、市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

10番宇久地区。願出人は、記載のとおりです。土地の所在は、宇久町平の1筆。

地目は登記畑、現況駐車場。面積は1, 104㎡です。願出の理由としては、昭和60年2月26日転用目的駐車場用地として、農地法第5条許可済み。現在も駐車場として利用。参考事項としまして、こちらは、宇久平ターミナルより南西へ直線距離で約300mの位置にあり、農振内白地で事由の②-3-3に該当します。

11番小佐々地区。願出人は、記載のとおりです。土地の所在は、小佐々町楠泊の1筆。地目は、登記田、現況店舗用地。面積は24㎡です。願出の理由としては、平成31年1月16日、転用目的農水産物販売所として、農地法第5条許可済み。令和元年8月19日、目的どおり農水産物販売所として完成。現在も店舗用地として利用。参考事項としまして、こちらは、長迫トンネル東側駐車場入口付近の位置にあり、農振外で事由の②-3-3に該当します。

以上11件です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、江上地区。

2番 2番、川上です。9月22日に北村委員と現地確認を行いました。現地は団地の東側にありまして、住宅の駐車場として利用されています。特に問題はないと思います。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区推進委員の北村です。駐車場として一体的に利用されていますので、問題ないと思います。

議長 次に、2番、日宇地区ですが、浦委員が欠席のため地区担当の推進委員から調査結果をお願いします。

磯本委員 日宇地区推進委員の磯本です。9月23日に浦委員と現地確認に行っていました。ここは市街化区域で、現在も駐車場として利用されていますので問題ないものと思います。

議長 次に、3番、4番、佐世保地区。

7番 7番、川口です。この案件については、9月24日に松永委員と現地調査を行いました。3番、4番ともに特別問題ないものと思われました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

松永委員 佐世保地区推進委員の松永です。川口委員の言うように、問題ないと思います。

- 議 長 次に、5番、柚木地区。
- 8 番 8番、小川です。9月26日に宮崎委員と願出人の息子さんと3人で一緒に見てきました。周辺も宅地ばかりで、何ら影響を与えることはないと思います。
- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 宮崎委員 柚木地区推進委員の宮崎です。何ら問題はないと思います。
- 議 長 次に、6番、7番、大野地区。
- 9 番 9番、井手です。6番と7番は隣接地で、どちらも農地法第5条の許可済み地です。特に問題はないものと思います。
- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 牟田委員 大野地区推進委員の牟田です。今の報告のとおりですので、問題はありません。
- 議 長 次に、8番、中里地区。
- 1 1 番 11番、近藤です。9月24日に、永田委員と現地を見てまいりました。周りには住宅が建っておりますので、問題ないものと思います。
- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 永田委員 中里地区推進委員の永田です。近藤委員の説明の通りです。以上です。
- 議 長 次に、9番、相浦・九十九地区。
- 1 2 番 12番、富川です。9月24日に伊賀崎委員と見てまいりました。ここは県道沿いの市街化区域で、周辺に農地もないため問題はないものと判断しました。
- 議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。
- 伊賀崎委員 相浦・九十九地区推進委員の伊賀崎です。富川委員の説明のとおりです。
- 議 長 次に、10番、宇久地区。
- 1 5 番 15番、西尾です。9月24日に菅委員と現地を見てきました。この案件について

問題はないのですが、願出人は数年前に違反転用しており、まだ是正されていません。証明願を認める場合は、その是正についても指導してください。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

菅 委 員 宇久地区推進委員の菅です。西尾委員の説明のとおりです。以上です。

議 長 次に、11番、小佐々地区ですが、赤木委員が欠席のため地区担当の推進委員から調査結果をお願いいたします。

松田委員 小佐々地区の松田です。9月25日に赤木委員と現地を見てまいりました。先週、農水産物販売所として完成したところの一部分です。周りには農地等ありませんので、問題なしとして見てきました。

議 長 以上の11件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第285号議案については、全件非農地として証明書を交付することとします。

次に、第286号議案 非農地通知について（継続審議分）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第286号議案 非農地通知について（継続審議分）、ご説明いたします。前回の第27回総会第277号議案において、継続審議となった大野地区3筆、1,721㎡に係る案件です。当該農地に、建物が建っているのではないかとご指摘がありましたが、所有者と立ち会い現地確認を行った結果、位置図に間違いがあり、建物は当該農地に含まれないことが判明しました。そのため、改めて3筆についてB判定と判断しました。承認いただきましたら、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第286号議案について、非農地通知を発出することとします。次に、第287号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第287号議案非農地通知について説明いたします。
今回の非農地通知案件は、合計で190筆、面積91,760.8㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

1 0 番 10番、辻です。9月25日に現地調査を行いました。143番については耕作できる状態となっておりましたので非農地通知の発出リストから外していただきたいと思ひます。

議 長 ほかに質問はありませんか。

3 番 3番、阿波です。地目宅地となっているものがありますが、そこにも非農地通知を発出するのは、農地として使われていた形跡があるからということでしょうか。

事 務 局 地目が宅地でも、農地として使われたことがある土地は、農地台帳に登載されていることがあります。台帳から抹消するために非農地通知を発出しています。

議 長 ほかに質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第287号議案の143番を除く案件について、非農地通知を
発出することとします。

続きまして、第288号議案 農地法第3条の規定による許可申請について事務局
の説明をお願いします。

事 務 局 第288号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地指方町の1筆、地目は
登記田、現況田。面積は535㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受
人の経営状況等は記載のとおりです。

2番日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地黒髪町の1筆、地目は
登記田、現況田。面積は399㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受
人の経営状況等は記載のとおりです。

3番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町直谷の1筆、地
目は登記田、現況田。面積は849㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、
譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町田原の10筆、
地目は登記田及び畑、現況田及び畑。面積は合計7,103㎡、農用地区域及び農振
内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たす
ものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、江上地区。

2 番 2番、川上です。9月22日に北村委員と現地確認を行いました。この農地はす
でに譲受人が蓮田として耕作されており、今後も同様に耕作されるとのこと
ですので、問題ないものとして見てまいりました。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区推進委員の北村です。この周辺農地についても譲受人が耕作されており、
問題はありません。

議 長 次に、2番、日宇地区ですが、浦委員が欠席のため地区担当の推進委員から調査結
果をお願いいたします。

磯本委員 日宇地区推進委員の磯本です。9月23日に浦委員と現地を確認してきました。譲
受人と譲渡人は親戚関係で、集積のために贈与で受けられるものです。譲受人には後
継者もいらっしゃいますので、問題はないものと考えます。

議 長 次に、3番、4番、吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。9月24日に近藤委員と現地を確認してまいりました。3番については、譲受人の規模拡大のためということで、何ら問題はありません。
4番は、親子間での生前贈与でして、こちらも問題はありません。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区推進委員の近藤です。これまでと同様に農地として利用されていきますので、問題はないものと考えます。

議 長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第288号議案については、許可とします。
続きまして、第289号議案 農用地利用集積計画の取消について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第289号議案 農用地利用集積計画の取消について、ご説明いたします。
1番針尾地区の案件につきましては、売買による所有権移転を計画されていましたが、売渡人・買受人双方の話し合いの結果、無償譲渡（贈与）することとなったとの理由にて、農用地利用集積計画の取消願が提出されました。そのため、令和元年7月26日開催の第26回総会において承認いただき、令和元年8月1日付公告を行っていた農用地利用集積計画の取消を求めるものです。氏名等につきましては記載のとおりです。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、本件を承認します。
続きまして、第290号議案 農用地利用集積計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、第290号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定として、三川内地区4件、皆瀬地区1件、世知原地区1件、小佐々地区1件の計7件。所有権の移転は、宮地区1件、全体で8件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。ご審議よろしくご説明いたします。

議長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、290号議案の農用地利用集積計画を承認します。(案)を削除願います。
続きまして、第291号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第291号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区1件、早岐地区1件、皆瀬地区1件で、合計3件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくご説明いたします。

議長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第291号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

続きまして、第292号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第292号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区1件、早岐地区1件、皆瀬地区2件、世知原地区1件で、合計5件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第291号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数により、第292号議案の農用地利用配分計画については、承認されましたので、結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答いたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告に移ります。

報告1 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

令和元年8月7日、8日、19日、27日及び9月6日、10日付局長専決事項として、江上地区2件、早岐地区3件、日宇地区3件、皆瀬地区1件の計9件受理しております。以上、ご報告いたします。

議長 次に、報告2 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局より説明をお願いします。

- 報告 2 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。
法務局における地目変更登記申請に伴い、江上地区 1 件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。以上報告いたします。
- 議 長 次に、報告 3 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 はい、報告 3 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、ご説明します。
都市計画法に係る開発計画事前審査会が、令和元年 9 月 4 日に、江上地区 1 件について開催されております。以上報告いたします。
- 議 長 次に、報告 4 農用地利用集積・配分計画解除通知について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 報告 4 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。
農用地利用集積・配分計画について、皆瀬地区 1 件、世知原地区 2 件での解約通知を受理しております。以上報告いたします。
- 議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。
事務局をお願いします。
- 事 務 局 【違反転用事案報告について】
【農政対策推進検討委員会に係る意見内容について】
【人・農地プランの推進計画について】
【活動報告書の提出状況について】
【宇久メガソーラー事業に係る進捗状況について】
- 議 長 それでは、これをもちまして本日の総会を閉じたいと思います。副会長の挨拶をお願いします。
- 副 会 長 本日は、長時間に亘り慎重にご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして、第 28 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。